

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 5 月 30 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380083

研究課題名(和文) 少年警察活動に対する法的規律の在り方

研究課題名(英文) Legal Framework for the Juvenile Police Activity

## 研究代表者

川出 敏裕 (KAWAIDE, TOSHIHIRO)

東京大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：80214592

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：少年の非行防止に大きな役割をはたしているだけでなく、近年、関係機関との連携を深めつつ、その領域を拡大している少年警察活動について、実務の現状を把握するとともに、諸外国における法制度及び運用についての調査をふまえて、少年の非行防止のための制度という観点から、理論的かつ総合的な検討を行った。犯罪少年に対する捜査手続については、触法少年、虞犯少年に対する調査とあわせて、少年法の中に規定すべきであること、不良行為少年に対する補導活動についても、法律上の根拠を明記すべきであるとする結論を得た。

研究成果の概要(英文)：This research focuses on the police activity in the field of the juvenile delinquency from the theoretical and empirical viewpoint. It plays the great role for the prevention of the juvenile delinquency and has expanded its field in recent years in promoting the cooperation with the other organs concerned. The first conclusion of the research is that the criminal investigation procedure to a juvenile crime should be specified into the Juvenile Law with the investigation procedure to a juvenile who acts illegal behavior and a status offender. The second conclusion is that a police activity to delinquency child should be given a specific legal basis.

研究分野：刑事法学

キーワード：少年警察活動 補導 少年サポートセンター

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 少年法による規律の主たる対象は、家庭裁判所における調査と審判であるが、非行少年に対しては、その健全育成を図るという目的に沿った対応がなされなければならないことは、家庭裁判所への送致前の捜査段階にも同様にあてはまる。そして、その段階で中心的な役割をはたすのは、警察であり、その捜査に関しては、犯罪捜査規範の中に、少年事件の特性に対応した特別な規定が置かれている。

もっとも、法律のレベルでは、犯罪少年に係る事件の捜査は、刑事訴訟法に基づいて行われるものとされており(少年法40条)少年法に特別な規定は置かれていない。少年の健全育成を図るという少年法の目的は、捜査段階にも適用されるとすれば、その捜査手続も、成人の場合とは性格を異にするという理解もありうるが、これまでの少年法の議論は、家庭裁判所における調査と審判に集中しており、捜査段階について、その性格自体に遡った検討はなされていなかった。

(2) このことは、少年に対する警察の処遇に関してもあてはまる。いわゆる全件送致主義の下で、警察による少年の処遇に対しては否定的な見方がなされてきたが、他方で、少年の改善更生にはできるかぎり早期に適切な措置を行うことが有効であるという面からは、非行少年に最初に接する警察による一定の処遇を認める必要性が認められることも事実である。実際にも、簡易送致の場合には、警察による訓戒等の措置が行われているし、少年警察活動規則では、非行少年について、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置をとるものとしている(13条1項)つまり、警察による処遇は事実上行われているのであるが、その実態は十分に明らかにされていないうえに、それがはたして現行法下でどこまで認められるかについての厳密な検討も未だなされていなかった。

(3) さらに、より広く、少年非行の防止という観点から見れば、未だ非行にまでは至っていないものの、その危険性を有する少年に対する警察の活動も、少年の健全育成という同じ目的に基づいて行われている。少年警察活動全体として見た場合、こうした少年法の枠外における活動も大きな位置を占めているが、それにもかかわらず、それは、特別な法律上の根拠規定なく実施されている。しかし、それが対象とする不良行為等は、非行と境界を接する部分でもあり、その法的位置付けを明確にして、少年による非行防止を目的とした警察の活動という観点から、一貫した法的規律を定める必要性がある。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、少年警察活動全体を統一

的に規律する法制度の在り方を示すことにある。その前提として、少年法の対象となる領域、少年法の対象外の領域のそれぞれにつき、以下の点を明らかにすることを目標とする。

まず、前者については、2つの問題がある。第1は、少年の健全育成を図るという少年法の目的に照らした場合に、警察による少年事件の捜査及び調査の法的性格をどのように捉えるべきかを検討するとともに、その目的に照らした独自の規定の内容を明らかにすることである。第2は、少年の改善教育を図るうえで警察がはたすべき役割という観点から、警察による処遇の在り方を検討し、明らかにすることである。そのためには、全件送致主義に代表される、少年の処遇の主体に関する少年法の基本的な考え方の再検討も必要となる。

次に、後者(少年法の対象外の領域)については、現在、明確な法的規律のない状態で行われている警察の活動について、少年法との関係に留意しながら、いかなる法的規律を及ぼすべきかを示すことである。

### 3. 研究の方法

本研究は、実態調査と文献調査を組み合わせるかたちで行った。

前者については、警察庁の少年課の職員及び少年警察活動の現場で活動する実務家へのインタビューを行った。また、近年注目される動きとして、いくつかの地方自治体において、警察と、学校、児童福祉関係機関等が連携して、少年の非行防止に取り組む仕組みが構築されており、その活動に関する研究プロジェクトに携わった研究者との意見交換も行った。

後者については、諸外国における少年警察活動の状況についての文献を調査した。とりわけ、アメリカとドイツを中心に、少年事件における捜査段階でのダイバージョンの制度と、その運用について検討を行った。

両者を踏まえて、今後の運用の指針及び必要な立法提案について検討し、その成果を公表した。

### 4. 研究成果

3年間の研究により、少年警察活動の規律につき、以下のような結論を得ることができた。

(1) 少年警察活動についての現在の運用は、全件送致主義の趣旨に反しない限度で、警察による少年に対する一定の処遇を認めるというかたちになっている。もっとも、昭和40年代の少年法改正論議の際には、法務省から、全件送致主義そのものを見直し、捜査機関による不送致処分を認めるとする改正要綱が示された。しかし、これに対しては、それは、家庭裁判所の役割を縮小させるものであって、処遇における科学主義、教育主義を後退させるものであること、また、捜査機関が非

行防止のための調査及び一定の措置を行うことは、少年の権利を侵害するおそれが高いという批判がなされ、結局実現しなかった。そして、簡易送致の定着とあいまって、現在では、全件送致主義自体を見直すという主張が表立ってなされることはほとんどなくなっている。ただ、警察は非行少年の処遇を行うのにふさわしい機関ではないという、全件送致主義の前提にある考え方が、現行少年法の制定から60年余りを経た現在においても妥当するののかということは、改めて考える必要があると思われる。なぜなら、警察には、組織的にも、少年警察という刑事警察とは性格の異なる部門があり、その一翼を担う少年サポートセンターには、非行少年の処遇のための専門的知識と技術を持った少年補導職員が配置されているうえに、非行少年の前段階ともいえる不良行為少年については、その対応を、補導活動というかたちで、民間のボランティアと協力しつつ、警察がほぼ全面的に担っているからである。むしろ、警察が少年非行の防止にあたってはたしている役割とその能力を正面から認めたとうえで、それを少年法に基づく制度の中にも組み込んでいくべきである。そのための具体的な制度設計の1つとして、例えば、家庭裁判所による最終的な要保護性審査の機会を担保するためのものとして全件送致主義は維持したうえで、警察が、家庭裁判所への送致前の早期の段階で一定の積極的な処遇を行い、そのことが、家庭裁判所における少年に対する処分決定の際の考慮要素となることを認める制度の導入が考えられる。

(2) 現行法では、犯罪少年に係る事件の捜査は刑事訴訟法に基づいて行われるのに対し、触法事件の調査は少年法の規定に基づいて行われるというかたちになっている。虞犯事件の調査については、明確な法的根拠を欠いた状態にあるが、基本的には、それも少年法上の調査として位置づけられるものといえよう。そして、このように、犯罪少年に係る事件については刑事訴訟法を適用するという現行法の立場は、犯罪が成立する以上、その事実解明を第一次的な目的とする捜査手続の本質は、主体が成人であろうと少年であろうと変わりはないという考え方に基づくものである。

もっとも、少年による刑事事件は、全件送致主義のもとで、原則としてすべての事件が家庭裁判所に送致され、少年法に基づいて、刑事手続とは別個の目的に基づく少年保護手続によって処理されることになるうえに、少年の健全育成を図るという少年法の目的は、捜査段階にも適用されると解されている。この意味で、犯罪少年に係る事件の捜査手続は、触法事件や虞犯事件の調査手続と共通の目的を持ったものである。そこからは、少年法が、少年の刑事事件については、特別の定めがないかぎり、一般の例によるとしている

(40条)のは、捜査の性質は、犯罪の主体が少年であっても成人であっても同じであるという考え方によるものではなく、少年事件の捜査は成人による事件の捜査とはその目的と性格を異にし、本来、少年法の中に独立した規定を置くことが考えられるものの、内容として重複する部分が多いために、刑事訴訟法の規定をいわば借用しているだけだという解釈もありうる。

また、そのような解釈は困難であるとしても、立法論として、犯罪少年に係る事件の捜査手続については、触法事件や虞犯事件の調査手続と合わせたうえで、成人事件の捜査手続とは区別して、少年法の中に規定するという立法の在り方は十分考えられる。その場合は、現在、犯罪捜査規範に置かれている前述の規定を少年法に取り込むとともに、刑事訴訟法の捜査に関する規定を、その性質に反しないかぎり、少年事件の捜査にも準用する旨の規定を置くかたちになるう。

さらに、仮に、これとは異なり、少年事件であっても、捜査としての本質的な性格は変わらないという現在の考え方を維持するとしても、特別な定めを、規則である犯罪捜査規範ではなく、少年法の中に置き、少年事件の捜査が一般の捜査とは異なる面があることを法律上明示することは必要である。

(3) 補導活動等の、少年法や刑事訴訟法等に個別に規定されていない少年警察活動は、特別な法律上の根拠規定なく、警察法2条に基づき実施されている。それらについて明文の法律上の根拠規定を置くべきだとする提言がなされているが、なお実現していない。補導として行われる行為は、あくまで少年や保護者の同意に基づく任意の措置ではあるとはいえ、とりわけ、不良行為少年に対する街頭補導などは、警察職員が少年と直接に接触し、その行動に事実上の影響を及ぼすものである。それは、同意に基づくものとはいえ、少年の権利を制限する性格を持ったものであるから、それに対しては、明確な法律上の根拠を付与したうえで、その要件と範囲を規定するのがあるべき姿である。また、不良行為は、非行と境界を接する領域であるから、その法的位置付けを明確にして、少年による非行防止を目的とした警察の活動という観点から、一貫した法的規律を定める必要性がある。

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2件)

川出 敏裕、少年法の現状と課題、家庭の法と裁判、査読無、1号、2015、18 - 25

川出 敏裕、少年法改正のあゆみ、法律の

ひろば、査読無、67 巻 9 号、2014、4 - 12

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 2 件)

川出 敏裕、有斐閣、少年法、2015、390

川出 敏裕 他、立花書房、社会の安全と法、2013、340

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

無

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

川出 敏裕 (KAWAIDE TOSHIHIRO)

東京大学・法学政治学研究科・教授

研究者番号：8 0 2 1 4 5 9 2

### (2) 研究分担者

無

### (3) 連携研究者

無